

PRESS RELEASE

日本証券クリアリング機構 プレスリリース



株式会社日本証券クリアリング機構
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町2番1号
Tel : 03-3665-1234 (代表)

JAPAN SECURITIES
CLEARING CORPORATION
2-1, Nihombashi-Kabuto-cho, Chuo-ku,
Tokyo 103-0026, Japan
Tel : +81-3-3665-1234

URL: <https://www.jpjx.co.jp/jsccl/>

2023年10月13日

株式会社日本証券クリアリング機構

各位

カナダ・オンタリオ州証券委員会（OSC）からの Clearing Agency 認証の暫定免除について

当社の金利スワップ取引清算業務に関し、カナダ・オンタリオ州証券法¹に基づく当社の Clearing Agency としての認証を免除することについて、2023年9月29日付でオンタリオ州証券委員会（Ontario Securities Commission : OSC）の暫定的な決定が下されました。また、同年10月2日付で、オンタリオ州及びケベック州の金融監督当局は、店頭デリバティブ取引の顧客清算及び顧客保護を定めたカナダの州際規則²の日本の関連規制による代替遵守に関し、当社に対する暫定的な免除の決定を下しました。

これらの決定により、当社は、オンタリオ法人³及びケベック法人に対して金利スワップ清算業務に関するサービスを提供することが可能となります⁴。

今回の決定を受け、当社代表取締役社長の小沼泰之は、「これまで当社は、グローバルな利用者の清算ニーズに応えるべく米国、欧州、豪州、香港及びスイスといった海外法域における清算機関としての免許取得を進めてきましたが、今回、カナダの投資者にも当社の金利スワッ

¹ Securities Act R.S.O. 1990, CHAPTER S.5

² National Instrument 94-102 *Derivatives: Customer Clearing and Protection of Customer Collateral and Positions* (NI 94-102)

³ カナダ国内の銀行（カナダの銀行法の Schedule I に列挙される銀行）に限ります。

⁴ 暫定免除においては、オンタリオ法人及びケベック法人はクライアントとして当社の金利スワップ清算業務に関するサービスを利用することのみが可能となります。なお、顧客清算及び顧客保護を定めたカナダの州際規則において、本来、金利スワップと上場派生商品取引の間のクロス・マーゲンは認められていませんが、今回、顧客保護に関する日本の関連規制の代替遵守を通じて、オンタリオ法人及びケベック法人による当社のクロス・マーゲンの利用が認められることになりました。

プの清算サービスをご利用いただくための環境が整備されました。カナダ両州の当局から、当社の金利スワップ清算業務における顧客保護の枠組みについて、金利スワップと上場派生商品取引のクロスマージン制度を含めて、暫定的に同等性が認められたことは、当社の清算サービスにおける顧客保護制度・リスク管理制度が国際的にも認められたことを示す新たな証左です。また、円を含めた国際的な金利上昇により、投資者においては、より流動性の高い市場で効果的にリスクヘッジを行いたいというニーズも一層高まっています。こうしたなか、あらゆる円金利関連取引に関し、国際的に主たる清算機関としての当社の地位及び実績を認めていただいたことに対しても、カナダ関連当局の関係者各位に感謝申し上げます。当社としては、今後も、リスク管理の向上に努めつつ、各国の利用者ニーズを踏まえたサービスを継続しながら、グローバルな規制に適切に対応し、多様なクロスボーダー取引に対する清算サービスを提供できる体制を整えてまいりたいと思います。」と述べています。

今回の決定の詳細につきましては、以下の OSC のウェブサイトをご参照ください。当社はこれらの暫定免除について、引き続き、関連する当局と調整のうえ、恒久化に向けた手続きをとってまいります。

<https://www.osc.ca/en/industry/market-regulation/clearing-agencies-and-clearing-houses/exempted-clearing-agencies/japan-securities-clearing-corporation/notice-commission>

http://oscbulletin.carswell.com/bb/osc/bb/4641/on4641.htm#B_3_3

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社日本証券クリアリング機構
清算企画部
03-3665-1234（代）